竹本油脂　　行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　令和　元年　５月　２１日～令和６年　３月３１日までの　５年間

２．内容

目標１：育児休業復職後の女性社員が能力を発揮できるよう、復職前に上司とのミーティングを設けて、スムーズに復職できる環境を整える。

＜対策＞

●令和　元年　６月～　社員へのヒアリング、検討開始

●令和　元年度～　育児休業中の社員と上司で、復職後の働き方について話し合い、復職後も能力を発揮した働き方ができるよう支援する。

目標２：育児休業復職後の社員がモチベーションを保って、能力を発揮した働き方ができるよう、所属上長の教育を行う。

＜対策＞

●令和　元年　６月～　社員へのアンケート調査、検討開始

●令和　２年　４月～　管理職以上の社員に対して講習会、ワークショップなどの教育機会を設ける。